

国連デー講演会

国連の女性問題への取り組みと日本」

場所星陵会館ホール日時 一九九二年|〇月二三日主催 国連広報センター

国連デー(一〇月二四日)に寄せて

ブトロス・ブトロス・ガーリ国連事務総長メッセージ (非公式

私 は今年の国連デーにあたり、皆様に未来への希望を訴えたいと思います。

で 題を市民が中心になって、参加し、解決を図って行くような新しい方向へと着実に歩ん n ていることが毎日のように報じられていますが、その一方で、世界は自らが抱える問 おります。 今日、世 界各地で何百万もの人々が戦争や飢餓、 疾病に見舞われ、住むところを追

とんどの国では、不況が混乱と恐怖をもたらしています。 不確実の時代であり、その他の地域では無政府状態が蔓延しています。さらに世界のほ 多くの人々、特に現在移行期にある国々に住んでいる人々にとっては、 現代は対

向上とを促進する」と私たちに保証を与えています。今日、私たちは、この憲章の定め 公治参加 目的と原則を達成する新たな機会を与えられています。その目的である平和、 害から将来の世代を救い」、さらに「一層大きな自由の中で社会的進歩と生活水」国連自身も変革の最中にあります。国連憲章は、「言語に絶する悲哀を与えた戦 の実現はいずれもすべての人々が熱望している生命の尊厳を得るための前提条 北準の

件であります。

にも比べてますます大きくなっているのです。 れらの問題解決に向けた国連の取り組みの必要性は今日、国連創設以来、 紛争の背景にあるさまざまな原因はすべて地球的性格を有しております。こうして、 世界のすべての国 初めて本当の意味での地球時代が幕を開けております。危機的な問題はますます の関心と取り組みを必要とし、また開発や軍縮、環境、人権、そして いかなる時代

力関係を育みながら発展する過程の中核には再活性化された国連の存在が不可欠である私は現在、新たなよりよい時代の到来の兆候を感じております。今後、国際社会が協 と思います。

ませんか。国連が未来をつくる人類の最大の希望として機能するため、私たちにいった い何ができるのかを自分自身に問いかけましょう。 私たちは今日の国連デーにあたり、 国連憲章の精神への貢献を新たにしようではあり

(ミアン・カドルディン国連広報センター所長代読)

「国連の女性問題への取り組みと日本」

国際女性の地位協会常務理事山下泰子・文京女子大学教授

一、国連と私

と国連広報センターはいつ頃、女性問題を取り上げてくださるのかしら、と思いましいてお話をされました。私も会場から講演を拝聴させていただきました。そのとき、ふ嬉しく思います。昨年の今日の国連デー講演会は、京都大学の香西茂先生がPKOにつあげいただきましたことを、女性問題に関心を寄せている者といたしまして、たいへん光栄でございます。また「国連の女性問題への取り組みと日本」というテーマをお取り皆さま、こんばんは。本日は、国連デー記念講演会にお招きにあずかりまして、誠に をさせていただくことになった次第です。 その希望が予想以上に早く実現し、こうして私から女性問題について皆さまにお話

りもお 方ならぬ関心を持っておりました。 2ならぬ関心を持っておりました。国連の情報を一刻も早く得ようと、よく青山の国連6りも年上です。また私は、大学院時代、国際法を専攻いたしまして、国連に対して一つょうか。感無量でございます。私は、昭和一〇年代の生まれですので、もちろん国連いもお若い方はどのくらいいらっしゃいますか? 三分の二ぐらいの方がそうなので国連は今年、四七歳になったということですが、お集まりの皆さまのなかで、国連よ 報センターに通いました。

「国際女性の地位協会」のこと

だったの 世界の女性 して、マークリンと からないと からない。 たして、マークリンと たったの 女性たちのロスッド 女性たちのロスット・カロは、一九八五年にナイロビで開催された「国連 の人生がすっかり変わってしまいました。それまでは、ほとんど社会的な活動 で、NGOフォーラムでワークショップを行うために出かけましたが、 して、NGOフォーラムでワークショップを行うために出かけましたが、 して、NGOフォーラムでワークショップを行うために出かけましたが、 の人生がすっかり変わってしまいました。 です。ナイロビへは、「大学婦人 の大生があくくる世界会議に出かけてからです。ナイロビで開催された「国連 な性たちのロスッド けだの世員年目 を向か 上活そが人連 ` の動れ 協婦 たと以そ会人めは降の一の に無のとの一連賭縁私き一○に

タ大 2 1 信女 それがきっかけで、「国際女性の地位協会」を創ったわけです。 HTS ACTION WATCH = IWRAW)をお作りになったところでした。早速、私もメン大学の研究者ですが、「国際女性の権利監視協会」(INTERNATIONAL WOMEN'S)たアメリカの研究者たちと再会できました。その人たちは、コロンビア大学とミネン大学へ参りまして半年間、客員研究員をいたしました。そこで、ナイロビで出ていた。それから、私の人生が急転回していきました。翌年、アメリカのプリンス性たちのエネルギーが、世界を変える原動力になるのではないかと、このとき肌で

会究関 の対 す -出象る国 発が取際 に国 り女 も連組性 の、国連がたいるとこの地位協会」は かたいへん大きな役割ら、国連と密接な関係ーターし、日本に情報の会」は、「女子差別 割係報別 をが提撤果が供廃 あるのは言うまでもない。供しようというNGOでA廃条約」を中心として、同 たし まは言 言うまでもないのというNGOです と申 しますのは、いのですが、す。この協会、連の女性門が 九こ会問八のの題 六協研に

すぎせすそ東時代間年。るっっのさは表に秋 G つ こう かか帰ん弁とわ 0たス 「くり途、連 した ののタ 護 、連士てるリ で 1 L 長といっている。ほど というポストと裁判官とは両立しないということで、会長職を退るいうので、国連は、東京高等裁判所の判事になられました。ほどなく伊東さんは、東京高等裁判所の判事になられました。にいたしました。「女子差別撤廃条約は世界女性の地位協会」の上がりました。「女子差別撤廃条約は世界女性の地位協会」の上がりました。「女子差別撤廃条約は世界女性の地位協会」の上がりました。「女子差別撤廃条約は世界女性のが、「大学婦人協会」の兵国連総会に出席していらっしゃったのが、「大学婦人協会」の会性問題の討論をずっと傍聴しておりました。ちょうどその時に、ストンにおりました私は、ニューヨークの国連総会の第三委員会 をた」事投関だつかのの 退。のと合心」いけ日会 一事投関だつかののに員 かそ揺いしがってま曜長日 れ

願制たアき赤い定。イの松 た。 ではまた、 ではまた、 ではまた、 ではまた、 ○い定 日し に三、た、を使んか、 はっています。 四人のメンバーで発 がめていらっしゃった であり、二人目の がめていらっしゃった であり、二人目の がのよンバーで発 がのよっにかわって はであり、二人目の がのよっにかわって はであり、二人目の がのです。赤松さんは 元足した「国際女性の地位協会」は、現在、一六人会長になっていただきました。こうして一九八八人でもいらっしゃいます。その赤松さんに、さら間に、「女子差別撤廃委員会」の委員に就任め女性大使としてウルグアイに赴任された方ですの女性大使としてウルグアイに赴任された方ですが、本日、こちらの会場に来ていらっしてれたのが、本日、こちらの会場に来ていらっし さ会任す択し 六八 七 っ均さ 3 P 年そ等れウれた れりたとす れがしがとす ど月おがしグ

す報たのこにつた かいくのではないでしょかいくのではないでしょけった。私もこの五年間ではの第三委員会、「婦人のお子」を開催し、その第三委員会、「婦人のないで情報提供するためます。私もこの五年間では、国連の地位協会」では、国連の地位協会」では、国連の いると申し上げれば、皆さるのが、わが「国際女性のを本にしています。言うなを員会」、「女子差別撤廃委員会」、「女子差別撤廃を本にしています。また、国を本にしています。また、国を本にしています。また、国を本にしています。 し連れ てのぞ 協、国連に 協会」など は、ます。 は、ます。 と がます。 と がまする と がまする 協 あ会国

一、国連における女性問題関係組織

権問題として、経済社会問題の一環ております。これは国連憲章の前文るという、新しい姿勢を打ちだしま平和問題の政治的解決を図ることば平和問題の政治的解決を図ることば てる平 一環に位置付けられたわけです。前文にうたわれています。女性問しました。そのなかには、男女同とばかりではなく、経済社会問題際連合は、第一次世界大戦後の国 問同題国 題権に際はと積連 い極盟 国うには には 憲一 コ違い 章で、入り、単 人っすに

さ皆 っ堀い さ た内 ま さんがいたおり、 がは手 「国際女性の地位がウイーンにある国体総理府婦人問題知 地位協会」のシンポジる国連社会開発人道問題担当室長の堀内光子にいる「女性問題関係 ポジウムで講演をお願いした光子さんが、作成されたもの関係組織図」(資料①、46 百 したときに、 で向上部にお です。た でをご覧く

と廃料め条と か 条約 5 た のとが日 借 『本持 世界から日本へのメッセージ』(尚学社)という本女性の現状」というテーマのシンポジウムを毎月開ちになられたものです。私どもは、その年(一九八 で催八 で、関係図は、その本催しました。それをまハ年)、「女子差別撤

①総会

しが何連 万数 `平力 0 総の堀 へ以下の七○カ国が、「小国フォーラム」というのを結成いたしまの国々が、開発途上国です。今年七月にシンガポールの呼びかけで独立を果たした国々が国連に加盟し、現在、全加盟国の三分の一独立を果たした国々が国連に加盟し、現在、全加盟国の三分の一独立を果たした国々が国連に加盟し、現在、全加盟国の三分の一次国かご存知ですか? 一七九カ国になりました。総会はご承知の図は、数ある関係図のなかでも最もわかりやすく描けています。の図は、ウイーンで女性問題を扱う社会問題担当官を勤めてお堀内さんは、ウイーンで女性問題を扱う社会問題担当官を勤めてお という 国独等国会図内 小 国フォーラムも、 たいへん大きな力を発揮するに違 いうのを結成いたしました。一七カポールの呼びかけで、人口一、一九六〇年代以降、植民地支配した。総会はご承知のように、大ときには、加盟国は一五九でしたやすく描けています。まず一番右やすく描けています。まず一番右 いないと思 ておら しました。一七九分のけで、人口一、○○○の二をはるかに超えるの二をはるかに超えるの二をはるかに超えるの二をはるかに超えるの二をはるかに超えるいます。まず一番右上に国す。まず一番右上に国 います。

質 0 専的 門の様 道 ・文化を扱う委員会が、女性問題を扱っております。とれる異会という、社治当領域の審議を進めるわけです。その委員会の中の第三委員会という、社会のりをしました。この国連総会には、七つの委員会がありまして、それぞれて原加盟国五一カ国でスタートした国連総会は、一九六〇年代を契機に内容が

語せ 」を連載していますが、一○月一八日付け紙面には、人口三万元ん。七つの委員会が同時開催ということもあり得るのです。今、ところで国連総会の政府代表というのは、必ずしも一人だけが勤 万人朝 8 るわ 日 小国間 で が ~ 1) は ´ヒテ 玉 あ 連物 りま

員 でシュ 《会、こった 0 ユ ち 連イ 行 つって……。 たのことが出 委勤めが 。会て出っ。 「ああ、たいいました。 たいへんなんだなあ」と思わずにいか決議があるとさっとそっちへ行っゃるというのです。ポケットベルをた。リヒテンシュタイン公国は女性 にいられません。行って投票をしてルをもって、あっ女性の大使がただ て、 だ 2 、 ち ま の ー た委人

会矯「「経Gた年るの 風婦大済〇方入わ大経 会人学社国がっけ使済 、際人理婦毎いす公国 日 下日本YWCA 際平和自由連盟日本 のをご存知でし のをご存知でし のをご存知でし のをご存知でし のをご存知でし のをご存知でし のをご存知でし のをご存知でし のをご存知でし のといるのをご存知でし のといるのをご存知でし のといるのをがし、口 本女医会」の一〇 うこと 支太を②るよのな 団 団体と二一人の個人がメー、「日本看護協会」、のです。今日、お配り上のです。今日、お配り上のです。今日、お配り上のです。今日、お配り上のが、打 頁)というリストンが。日本の政府代表とのがする日本看護協会」、「日本看護協会」、「日本看護協会」、「日本看護協会」、「日本看護協会」、「日本看護協会」、「日本の国連加盟の翌年(一九の国連加盟の翌年(一九の国連加盟の翌年(一九の個人がメ です。 「日本婦人 「日本婦人 「日本婦人 「日本婦人 「日本婦人 リ律婦 そに、らのい国 ト協団は「推女ら連 国教会体国連連される。 っ代 連連さがし のNれ毎ゃ部

す連美中活藤 ばの穂村躍田こ 子道中たの にさ子のきっ られ、活躍をしておられ、そして今年の青木怜子ん、小島蓉子さん、佐野智恵さん以来、久米愛さん、久煙NGO国内婦人委員会 1 ておられます。これは育木怜子さん、久保田きぬ子さん、久保田きぬ子さん、思野智恵さん、渡辺華るのではのできる。 す。これは、日本女性と国んと、そうそうたる女性た子さん、伊東すみ子さん、佐藤欣子田きぬ子さん、いま国連難のと、女性の日本政府代表のが、女性の日本政府代表のが、女性の日本政府代表の 国た 子難の さ民推 連ち野 をが瀬ん高薦 `等母 つ政久 のなぐ、たいへん 原代表として国 の所代表としてご を対解官としてご のがです。初代の

お務い代 う 表伊 まに例を東 すぜは勤 3 ひなめ 女いて か ·Vi 代 のする表 の代表を出すように、とおすばらしい」と言われたる」とおっしゃったら、 とし て 行 か れ たとき、 とお勧めになっれたそうです。薬ら、「それは日本き、他の国の方々 っ藤本々 た田独に に「私は民間からに「私は民間からに」 に「私は民間からになった」 りだったと伺がどこの国にながらの推薦で、

(2) 婦 人 員

のひ一題い社 と九に 7 つ四関 あ理 女 こして独立しました。

取り組むのには無理があるということで、六月に人権で、「婦人の地位委員会」がスタートしたのですが、ケバ月です。実は、一九四六年二月に、人権委員会の下げが的な働きをしているところです。「婦人の地位委員会」が、かおわかりでしょうか。この「婦人の地位委員会」が、かおります。さらにその下に「機能委員会(婦人の地位委員係図」に戻ります。国連総会から真下に目を落としていると 下で員が、位 権 委性お会国 国委連員 7 会問か二連員いと題れのに会た 、問書済 員会の

委れはいり約るの ŧ う 条法委 「条約」ではなく「宣言」ですが…「条約」ではなく「宣言」ですが…がり方でやっておりますと、二一世やり方でやっておりますと、二一世、さらに一九六二年に「婚姻の同意的権利の整備に努力を傾注しました」員会のこれまでの活動は、大きく四員会のこれまでの活動は、大きく四 やし 約的員 一成 で約ない ッが……。それらの草案作りをしたのが「婦人九六七年に「女子差別撤廃宣言」を作りましたけて、テーマを追ってきたわけです。しかしい同意、婚姻の最低年齢及び登録に関する条約の同意、婚姻の最低年齢及び登録に関する条約は、一九五七年の「既婚婦人の国籍に関する条約のと、国連は、一九五二年に「婦人の参政権」と、四期に分けることができます。ここは当初

や人 女 時の現はの第性 つ国一 り一三のと連九 きると と開 れまでに女性の地位ホスト・ナイロビ期長会」でした。「国際婦人年」やゆる女性問題の全年の「国際婦人年」をなり、一九六一年のは、 『期です。そのプロモーター役が、九七六ー一九八五年までの「国連婦、第二期といえるでしょう。・、一九七○年頃から、「開発への連開発の一○年」が一○年ごとに登場してまいりますと、開発問題 のに題 婦

期区在 す。 位期 向上をはた かれ るたい めま 実す。 務 的西 な暦 取二 り組 み〇 を年 していと

ま年た六 で ま っ七つ 15 て委毎 て年婦 員年 いか人 ○年まで頑張ろうという意志が、こ俗の頻度が増したりするのは、なかれることになっています。財政難の病年開催とされました。しかし、まあ国編成となり、さらに一九九○年をした、委員会の開催は、当初は毎年を員会」は、設立当初一五の委員団委員会」は、設立当初一五の委員団 が、このあたりに見えていると思い、なかなか困難なことですが、女性政難の国連にあって、委員国が増加し、また一九八七年以降、西暦二八は毎年でしたが、一九七一年から一番の年から四五カ国編成になって現委員国で構成されていました。それ 女増二らてそ で が 性間 で の の れが す。題し〇八に一 にた年六い九

時持地ての `六日 っだ 、てと「年本 外い思婦前と 貨たう人の「 のわのの一婦 けで地九人 ですが、近年の地位 も 位委員会」の な この当時、日本はまだ占領下です。明日の食たいへん早くから国連の「婦人の地位委員会」の傍聴に行かれていることです。労働省に既に、久米愛さんと高橋展子さんが、非公1委員会」との関わりについて注目されますの 11 代 二日ュ本 日 ークに出 か け 食員省公の 会の式は 、べる物 婦才 \$ の人ブ日 ま 動少ザ本 け まき年1 0 なに局バ国が一連 で たな心震と加いいを源し盟 な心震

てるた画准たへ ない条ち期し最ん いな約の的て初 味があるかがおわかいのです。そういらいのです。 いのです。 があるとす。 にいます。 一九五二の があるかがおわかい。 があるかがおわかいのです。 があるかがおわかいのです。 があるかがおわかいのです。 があるかがおわかい。 のではないかと思います。 のではないかと思います。また「婦人の地位委員会」のではないかと思います。また「婦人の地位委員会」のではないかと思います。また「婦人の地位委員会」のではないかと思います。また「婦人の地位委員会」のではないかと思います。また「婦人の地位委員会」のではないかと思います。また「婦人の地位委員会」のではないかと思います。また「婦人の地位委員会」のではないかと思います。また「婦人の地位委員会」のではないかと思います。また「婦人の地位委員会」のではないかと思います。また「婦人の地位委員会」のではないかと思います。また「婦人の地位委員会」のではないかと思います。また「婦人の地位委員会」のではないかと思います。また「婦人の地位委員会」のではないかと思います。また「婦人の地位委員会」のではないかと思います。また「婦人の地位委員会」のではないかと思います。 へこそまさに、ツー六年が国連加明二年の「婦人の二年の「婦人の 中極 極 極 が を が を は を は で准本会 婦人の関する。 条約批准が、いかいで、未だに批准した。戦後の女性に、未だに批准しいうのも、まだに批准しが、まだに批准しば一九五五年に批准しば一九五五年に批准をした。戦後の女性は一九五五年に批准が草案作りをした。

女子差別撤廃委員会

(3)

は四年です。赤松さんは、これまでに二回選挙に出られ、いずれもトップ当選でした。ております。二年に一度開催される締約国会議で選挙が行われます。半数改選で、任期人の地位委員会」のメンバーは「委員国」ですが、この「女子差別撤廃委員会」は、個委員会」の任務です。これは、政府代表によって構成される機関ではありません。「婦でり、コメントをしたり、あるいは一般的勧告を出したりするのが「女子差別撤廃を削したり、コメントをしたり、あるいは一般的勧告を出したりするのが「女子差別撤廃を削損廃を約」の実施状況について提出するレポートを検討な子差別撤廃条約上の機関として一九八二年から「女子差別撤廃委員会」が活躍をして子差別撤廃条約上の機関として一九八二年から「女子差別撤廃委員会」が活躍をし

④国連婦人開発基金

1 な お直接 I F FEM)がありませました。まず国連盟接女性に関わる機関 **陸開発計画(II** す。 元計画 はへ (UNDP)の下(国連婦人の 国下一 連に〇 総会決の 議たな 職によって、に「国連婦人間なかで、二つの 二つの 一開 一国連婦人

一今しかジ開Nの □五、○○○○円ですので、ご関心のある方は、参加されるとよいと思います。「年一一月に設立総会がある予定で、今、会員を募集しています。個人の賛助なわれています。これまで西欧の一二カ国に国内委員会が組織され、支援活動を援助が目的です。一九七八年から一九九一年までの一四年間に、七五○以上の発援助が目的です。一九七八年から一九九一年までの一四年間に、七五○以上の一〇年基金」という名前で設置され、一九八五年に現在の名称に変更されました。 病をとりなが、 ・ という名前 **賃助会員は、** しています。 しています。 ではよってま のプロ

で本強、 政 本 日 が〇府総本 お金を使うように私たちが目くばりをする必要があると思います。〇五%に過ぎません。UNIFEMをはじめとする女性問題にのUNIFEMへの拠出金は、七、八〇〇万円です。これは総額、額一兆五、〇〇〇億円ほどの援助が行われているそうですが、一の政府開発援助(ODA)は、昨年も世界一です。およそ国民一 に対して、もった観の、二千分の一九九二年度のロー人あたり一万日 と一日円

(5) 围 人 調 查 訓 練研 修 所

サ府性づ所 ン職のいっ て、国連婦 ドの発 ミ研へ国N婦ン修の連S人 、ンゴに、本部がおかれています。一九七九年からい修センター、データーバンク、という機能も担っての参加を可能にするための調査、訓練、情報提供と連総会で設立が決定されました。一九七九年からにSTRAW)です。これも一九七五年の「国際婦兄の一○年」にスタートしたもう一つの機関は、 人 てご 活 なりまし は、「屋原婦人年間のでいた。 ます。ド国連婦・ 年まで さ都政女基修

6事務局

ウィ お 。事一 り、 光子さん が 務局、国と担当し 1 性 当し ンと 問 を地人 りに 道 勤位の 問問 なめ委地題 て員位セ つ たい会向ン題がればましたがで

)専門機関・地域委員会

たっています。 U 関 0 NESCO), NESCO)、世界保健機関(WHO)である国際労働機関(ILO)、食糧農の他にももちろん、ユニセフなどの事業 などがそれぞれの分野で女性問題解(業機関(FAO)、国連教育科学文(実施機関とか、あるいはまた、国連 決に機関での専門

でおり、女性問題に取り組ん 済社会委員会(ESCAP) また、経済社会理事会の下に 組んでいます。
「P)のなかにも、女性問題へのフォートで地域委員会があります。アジア地域では、 カル・ 域では、 ポイント アジア太平 が置

8 N G O

NGOというのは、"NON-GOVERNMENTAL ORGANIZATION"の略で、非政府機関、民間団連とNGO』という冊子が配られていますが、これをご覧いただくとよくわかります。この際、忘れてならないのはNGOの役割です。国連広報センターが作られた、『 のことです。この資料によれば、 九三八の団体が経済社会理事会に対して諮問的地位を(ENTAL ORGANIZATION"の略で、非政府機関、民間団体

に世でコう も世のと ず 九一特 K が政八九に開集府五八女発 会に年間女 ま議ナの題性 職とともにNG アイロビで開催 の「国連婦人の とにつきまして した。 G催のて OさーはN フれ〇 G オた年一〇 1 一 九の ラ国中七協 ム連間五力 が婦年年な 組人ののし まのコーに れ一ペ国は 、○ン際何 実年ハ婦事 大はそちら イーゲン世 が大年」の が大年」の のほうる議 メい キとい

いG地○口参しン は、ケニアに集れる がハ、〇〇人、これにジンの参加者が八、〇〇人、これにジントーラムの す。 ラムのバックアップがあってはじめて成功をおさめることができたに乗まったわけです。どの世界会議においても、政府間会議といるにジャーナリスト等を加えると二万人をはるかに越える人々がア政府間会議に集まったのが六、○○○人、NGOフォーラムが一万、○○○人、ジャーナリストをいれると一万人以上が集まったのでンハーゲンには、政府間会議の参加者が一、三○○人、NGOフォとジャーナリストでおよそ三、○○○人、あわせて五、○○○人が会議のときには、政府間会議の出席者が二、○○○人、NGOのよ かできたと私は、これできたと私は、このです。ナイがアフリカのがアフリカのです。ナイのです。ナイののです。ナイののです。カーののトリビュー

きしつ会で のなの長は一対け結と、九 談れ論の一八 のばは対I九 数 W 年、 内容が、『女の は、とにかく女は N談を東京文化へ 対談を東京文化へ が表示しようもな な性会ア別的問館ル撤 0 力 は 題でボ廃 の開ン条 どう れ解催ヌ約 変わる? が一番大いでは、 である。 である。 である。 た。 「 国際女性のないに、「国際女性のないが、「 国際女性のないのではないのではないのではないのではないのではない。 「 国際女性のない。 でした。それ いけですが、 はなくて、 はなくて、 はなくて、 はなくて、 はなくて、 はない。 て (岩波と湯と)

いるのですが、 調 " を引き出しているケースもあります。 する ています。 女性問題は、 0 ット) が 下手で、協調 例えば「 民間組織にしたことでたいへん生き生きと民間の女性たちのエネルギスば「横浜女性フォーラム」のように、実はお金は全部横浜市が払っきっとお役所のガードに対する突破口になれるのではないかと私は自于で、協調するのを好まない傾向があるような気がいたしますけれどして出版されています。日本では、とかくお役所というのは、民間と

来るかに問題解決の成否がかかっているのではないかと思います。す。これからは国や公共団体と民間がどれだけ協力しあって女性問題を進めることが出お目にかかることがありますが、皆さんフランクで、とても協調的な方たちが多いで団も、今年四月にスタートしました。それから、最近地方自治体の女性問題の担当者にそれ以来女性組織を財団組織にするのがだんだん流行ってきまして、東京都の女性財

、国連の女性問題への取り組みと日本

です がま らす。 お手元に、 、。左から右へだんだんに年代が進んでいきます。まず、直接結びついてることを図に表れしたもので、これは「n 作られまし が設定され、 どうも、 0 女性問 びついてることを図に表わしたもので、これが一番解りやすいと思 東京都 あちこちから資料をお借りし た。この意義はいくら強調しても、 同年、史上始めて世界女性会議がメキシコ市で開催され、 の女性計画課の作成された資料(資料③、48への取り組みと日本」というテーマに移りた 本」というテーマに移りた て恐縮ですが、 しすぎることはないと思います。 国連 九七五年に「 頁 の動きと日 いと思いま ()をお配 す。 世界行 本の りし 国際婦人の施策と てあり 皆さま

1 マ • 発 •

あき り、経済即にだという。 女「王構、」」 性国張でこ開し、一 このす した。"「 で発」が Develop-あ にし 和諸のす 国資 べ な っそと き 、料

2

ん八と問山閣のとまの 、人名題さ官事にす事 す事日日 °務本本 そ中称企ん房務残 の二が画が長次念そ次での 〇人が女性メン を性問題本部機構 は、メキシコ世界 さん が 引き がれまし す。 の表年す本一の室推理大会のに。部、あ」進大 0 3 れ長機一その森るが本臣 は関企の副山女開部を で画発本真性設一本 す推足部弓がさが部。進と長さいれス長 。進と長でいままと 、代 縫が 田藤 曄田 は会で時でいる。いた省で時で、各省に大本内省こし庁 たは会「き、議婦 きさ

が受け継いでおられます。

会しそ 策 0 進捗状況のフォローアップや、モニタリングをするということが役目です。というのがあります。こちらは、メンバー六人のうち女性が四人です。女性関れからもうひとつ、赤松良子さんが座長をしておられる「婦人問題有識者会議 係参与

つ ったのではないかともし「国際婦人をこれらが、政府の人 かという気がしてなりません。 ると思います。むしろ、もし、年」がなかったら、一体日本女性問題施策の最高決定機関 し「国際婦人年」が年にこういう本部は 関を構成しています が機すっな構 かなかったらで機構ができたより。それにしま できな たかどう

で計画が は多 ありませんが、これは非常に画期的なことだと私は思っています。くが、それぞれの行動計画を持っています。計画さえあればいいす。今では、各都道府県のすべてが行動計画を持っています。それ画が策定され、いよいよ日本でも計画的に女性問題の解決に当たる一九七五年の世界行動計画を受けて、一九七七年に日本で初めてた 画さえあればいいというわけ持っています。それから、市問題の解決に当たることにな年に日本で初めて女性問題の わけのもので 市区町村の の国内行動

国連婦人の一〇年・女子差別撤廃条約と日本

3

ることが解 条は制約定 (約を作る 大法的に 大法的に が九 作ろうという機運が高まり、的な拘束力がありません。それました。一九六七年に「女が、国連総会で決議されまし、選年から一九八一個のまして、翌年から一九八一個の「国際婦人年」、一 七 ○年」をバックに、一九七六年には代に入りますと、法的拘束力のある一十九年に、「女子差別撤廃条約」が年間を、「国連婦人の一○年」とす年間を、「国連婦人の一○年」とすの無理は解決の糸口すら見いだせない

三会期 にわたって、総会の第三委員会の作業部会で検討が重ねられました。の地位委員会」の条約案ができ上がり、一九七七年、一九七八年、 九七九

数が一○になりました。なおこの条約の締約国は現在一一六カ国となっています。があったのか、あるいはお手洗に行かれたのか、ともかくお留守で、それで棄権のがあったのか、あるいはお手洗に行かれたのか、ともかくお留守で、それで棄権ので分割採決の行なわれた部分が三つあり、その後、それらを含めた形で、条文のいて、一という資料が流布されていますが、女子差別撤廃条約を採択した決議し、棄権一○で採択されました。日本は、賛成投票をしました。実はこの棄権の対 九 一二月 一八日、第三 四回国連総会におい て、賛成一三〇、反 何か急日 何か急用の一ところが案の中 の 0

に、 署名式 五式 通国 が条約 です。 女 たった五カ国が、同月二九日に、署名しましたので、合計五七カ国が署名をしたこと五一カ国が署名し、一カ国が署名と批准を同時に行ないました。その時に間に合わ式が行われたのですが、これは非常に効果的でした。七月一七日の署名式のときくの席上でイベントをやってみようということになり、条約のキャンペーンとしてす。それがこのときは、たまたま「国連婦人の一○年」中間年の世界会議があるか、条約に署名をしたり、あるいは条約を批准したりするのは、個々別々にやるのが普次子差別撤廃条約」の署名式が行なわれたというのが画期的な意味を持っています。九八○年、「国連婦人の一○年」中間年の世界会議が開かれました。このとき、

ま った日にも、まだ署名をするかどうかは、決まっていませんでした。開会の翌わが国は、と申しますと、代表団が日本を発つときにも、この中間年の世界会議 日 が始

ループを形成したわけです。るための連絡会」(「国際婦んたちは、全国規模の婦人団 んし府 を代表 た、 ペンハーゲンに ための連絡会」(「国際婦人年連絡会」)をお作りにならたちは、全国規模の婦人団体の横断組織である「国際婦に、女性たちのバックアップが非常に大きくものを言った、女性たちのバックアップが非常に大きくものを言った、女ハーゲンにおられ、中間年世界会議の首席代表でした。ちょうどその時は日本初の女性大使の高橋展子さんだ。 この連絡会では、 と言うこ とが決まと 本大会の決議を実行すわれています。市川さ市川房枝さんを中心との高橋さんが、日本政 として 1

11 参政 た女 て条性い約の す 田 た 権 が議 たきさんは、 が、藤田先生に伺いましたらそのときは、外務大臣が署名をなさったそうで条約に藤田たきさんが署名なさったんじゃない?」というふうにおっしゃってるのは、これが唯一ではないかと思います。高橋さんにそう申し上げたら、 署名はされなかったのでした。 は、これが唯一ではないかと思います。高僑さんにそう非何千かあると思いますけれども、私の知る限り、女性が政府にちも超党派でこの署名に向けて、たいへん頑張られました そのとき労働省の婦人少年局長で、 高橋さんにそう申しる みんしょう 女性が政府代 推 准 役 表と は な 0

そべ れン を受けて一九八一年、ハーゲンの会議では、 日本の「国内行動計画後期重点目標」が策定され「国連婦人の一〇年」後半期行動プログラムが策 定定さ

年までを射程にした、「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」(日本からも、七○○人ぐらい行ったと言われています。ここで作られたアで開催されました。二万人以上の女性たちの熱気に私が圧倒された、そして一九八五年七月、「国連婦人の一○年」を締めくくるナイロビ Forward-looking Strategies for the Advancement of Women") です。 ロビ世界会議がケニ たのが、二〇〇〇 Nirob

日本では、中曽和の批准という公約が、の日から三〇日を経ての十月二五日がどう。ですから、ぎりぎんが残るところです。かが残るところです。かが残るところです。かが残るところですがとう。 けての新国内行動計画」を策定しています。 様択されたナイロビ将来戦略を受けて、日本政府は一九八七年が表すところです。なお、日本の批准は、七二番目でした。そのナイロビの世界会議がなければ、日本は、この時期に批准をのすから、ぎりぎり滑り込みセーフで「国連婦人の一○年」のですから、ぎりぎり滑り込みセーフで「国連婦人の一○年」の一分十二日がどういう日かといいますと、ナイロビの世界会議がら三○日を経て、七月二五日に、この条約は日本に対して対しての一〇日があり、一九八五年の六月二五日に批准が行なわるでは、中曽根内閣のときに、「女子差別撤廃条約」の「国本では、中曽根内閣のときに、「女子差別撤廃条約」の「国 ℃「西暦二○○○年れからまた、この会行なったかどうか、 後に間日生た。最外に間日生た。 す。ここでも、 L にの 合前 まそ U の年 つ日 て、 た批。 で

④ポスト・ナイロビ

なくて、"Active and Joint Participation" をめ す内五いイ況 容年 2 口 0 -で表けげ九には歩 階はかはし でた九

まの よす。 あらゆる段階 女性 か 積 極 的 に 参加をするということを目標にし たも にな つ 7

などは、「是非日本に」ということを申し出ていたのですが、残念ながら日本政プリカ、次はアジアに来るのは予測されていました。それで、「国際婦人年連にとを決定しました。第一回目がラテンアメリカ、第二回目がヨーロッパ、第三で、一九九五年九月五日から一四日まで、中国の北京で第四回世界女性会議を開いるとが決議されていました。これについては、今年三月の「婦人の地位委員開くことが決議されていました。これについては、今年三月の「婦人の地位委員 を挙げませんでした。

見なの 国連の女は、 のど思題女性 の問題でしょう。、ます。日本は、国人が、いかに国連ののの取り組みと もっとも、この制度の中にいかにして魂を入れるか、それがら、国連加盟国のなかでも、制度作りにかけては、他に類例をは国連の女性問題の展開に沿って進展してきたか、おわかりにり組みと日本とのかかわりを、概観してまいりましたが、日本

1、女子差別撤廃条約と日本

①条約の制定過程と日本

こには、「国連NCたり作業部会が構成を (G〇国内婦人委員会」から推薦された日本の女性代表が、参説成されて、「女子差別撤廃条約」の審議をしたと申しあげま、会の第三委員会で、一九七七年、一九七八年、一九七九年と、 りました。それと三回にわ 参加し

のヨの際れすした審し代婦か。ゃわ の審議に、日本の代表として加わってくださったのは、たいへん嬉しいことでした。 は、日本の代表として加わってくださったのは、たいへん嬉しいことでした。 は、大きないでは、までは、おいられる方です。それから、「UNIFEM日本国内委員会」の準備委員会なから一九七九年が中村道子さんです。調布学園女子短期大学の学長をされたり、「国いから一九七九年が中村道子さんです。調布学園女子短期大学の学長をされたり、「国いから一九七八年が高橋展子さん。残念ながら一昨年九月に急逝されました。そのでいます。新聞報道によると現在、佐川事件の金子新潟県知事の主任弁護人のようでにわけです。一九七七年が佐藤欣子さんです。元検事であり、最近は弁護士でいらったわけです。一九七七年が佐藤欣子さんです。元検事であり、最近は弁護士でいらったかけです。一九七七年が佐藤欣子さんです。元検事であり、最近は弁護士でいらったかけです。一九七七年が佐藤欣子さんです。元検事であり、最近は弁護士でいらったかけです。一九七七年が佐藤欣子さんです。元検事であり、最近は弁護士でいらったかけです。一九七七年が佐藤欣子さんです。元検事であり、最近は弁護士でいらったかけです。

ら、代表のにつきまして、常につ はば、 一代 2 なふうにおっしゃっています。九七八年、第三委員会の作業部会で日本政府代表をお勤めになった高橋展子九七八年、第三委員会の作業部会で日本政府代表をお勤めになった高橋展子表の方々は、時として苦境に立たされたという場面もあったようです。たましては、日本の態度は、どうもあまり感心できるものではありませんでした本国の訓令に基いて発言をなさるのです。とくに「女子差別撤廃条約」のことも政府代表というのは、勝手に自分の意見を表明できるというわけでは、 [展子さんだ] の制定

めでせ籍条「てすん法約そ 採 っており、 これが引っかかります。その他にもいろいろに」を履修するとしていますが、日本では、「 | 一次では、「「おおいっと」のでは男女平等を規定してはので、条約案は雇用のすべての面で差別の撤廃ががでいたときに、子供に国籍を与える権利が母がが多いことでした。とくに三つの点が大きな問が多いことでした。とくに三つの点が大きな問い案の審議に当たって頭を悩ませたのは、日本の 何 \$ 科 はなかったの が、その をとっていま をとっていま

ダウン」という意味のものでした。 玉 ては反対、労働法関係と教育関係については修正、もっと全体をトーン 」ということがあり、条約案に対する日本政 府のコメ ント は、

するわ 解雇を〝罰則をもって禁止する〟という箇所を緩和するよう主張しましたが、同意を得のところは言葉が緩まりました。労働については、結婚・妊娠・出産休暇を理由とするは困るので、「他にも、共学ばかりではない国もあるでしょう」と応援を求めて、そこ 「草案 同一 あるいはそれに相当する("SAME OR EQUIVALENT")』に直すべきである」と主張の問題については、私は政府の意を体して、『同一("SAME")の教育課程』を、 では、 けですが、みなさんから相手にされず、辛かったんですよ」 「也にも、共学ばかりではない国もあるでしょう」と応援を求めて、そこ「すべて男女共学にする」という意味の文言もあったのです。これも日本

う措置 出したことは、ほとんど全部通らなかったので、当然国内法とは抵触いたします。成功していました。結果的には、国籍法、労働法、教育について日本がコメントとし (高橋展子「 功していました。結果的には、国籍法、労働法、教育について日本がコメントとして 1 を行う」という原案だったのを、前年の審議で「制裁を含む」、つまり"ACCOMPA-ンダウンの点については、条約案第二条が、「差別を撤廃するために、 一九八九年、 (伴う)というの)を"INCLUDING" (含む)と(いうように)緩めることには 女子差別撤廃条約の誕生に携わって」『世界から日本 一一~一三頁) メッセージ』 制裁を伴

れ

ず、これも留保です。

か?』と思わずにはいられませんでした」。 しかし、私はその興奮のさ中にあって、『ちら、゛ゝー、゛゛って喜んだのでし賛成投票をした政府代表や随員の女性たちは、文字どおり抱きあって喜んだのでしょ。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

より、 り、(日本は)全体として、この条約を受け入れられる社会なのか、ということが気「条約の審議中から、わが国の法令と相いれないと思われる箇所が何カ所かあり、何

八九年、一頁)になりました」。 (赤松良子「はじめに」 『世界から日本へのメッセージ』尚学社、 九

③条約の理念 — 「固定化された男女役割分担観念の変革

てなは仕観 本当に、この条約はすごい内容なのです。「固定化された男女の役割分担」をいった。この条約はすごいます。 まじめに考えますと、とても日本社会が、批准をできる内容ではなく、事実上の平等を求めています。それから国家や公共団体が、差別をいってす。一大社会改革を内容としています。そして単に、法律上の正常の変革」が中心理念です。「男は仕事、女は家庭」ではなくて、「男もできの変革」が中心理念です。「男は仕事、女は家庭」ではなくて、「男もできの変革」が中心理念です。「男は仕事、女は家庭」ではなくて、「男もできの変革」が中心理念です。「男は仕事、女は家庭」ではなくて、「男もできの変革」が中心理念です。「男は仕事、女は家庭」ではなくて、「男もできるの変革」が中心理念です。「男は仕事、女は家庭」ではなくて、「男もできるの変革」が中心理念です。「男は仕事、女は家庭」ではなくて、「男もできるの変革」が中心できる内容としています。 はない、といい、とうたっとしてはいけでも家庭、女もではいけでの

私は思っています。

私は思っています。

「こんなに早く批准すると思わなかった」という感想を述べられておられまり、その翌日、たまたま筑波科学万博のために来日中のデクエヤル国連事務総長に、当時の安部外務大臣がこの批准書を寄託されたわけです。もっとよく考えたら、なかなかました。大切とに優等生でして、一九八五年六月二四日、この条約の批准案件が国会を通考えだった以上に優等生でして、一九八四年には、国籍法を改正しました。一九八五年だ。一理あるような気がします。しかし、識者のご心配とは別に、日本は、皆さまがおた。一理あるような気がします。しかし、識者のご心配とは別に、日本は、皆さまがおれれ、「こんなに早く批准すると思わなかった」という感想を述べられておられまり、一旦の表別では、日本は、日本は、皆さまがおれて、「日本は一体どうするんだろう」とに 法 学者 ō 利 谷 2早く批准すると思わなかった」といりに革命的な内容に驚かれて、「日1信義さんは、ちょうどこの条約が採 日本は一 体どうするんだろう」と思た時に、ヨーロッパに留学 た時に、ヨ と 修という方 が国会を通 が国会を通 ま し

条約」のコロスの条約を非常によっている。 とは非常 7 条約を非常に 2」のコピーが入れらました。アメリカで、この市川さんの話い、この条約の批准を待たずにお亡くなりになったのですが、柩とがを非常に評価して、署名のときもたいへんな活躍をなさったのりにすばらしい」「それが、国際条約の中に書き込まれるといるの運動の中核だった市川さんは、「とにかく権利は入るといろん、その陰にに、り利し 会場が一瞬シーンとなり、「"Ms. で唯一の女性に違いない」というコメントをしてくださった方が 、れらました。アメリカで、この市川さんの話を私がいたしました准を待たずにお亡くなりになったのですが、柩には「女子差別撤廃 Ichikawa"は「女子差別撤廃条約」 条約の中に書き込まれるというの「とにかく権利が法律に書き込ま をなさったのです できな ないから」と、こうのは、もっとす込まれるというこ が 「女子差別撤廃り。結局市川さ とともに眠 ありま わ

第一次日本政府レポートの審議

3

とも四年ごとに、してから一年以内さて、条約の履 内に第一条 ポートを国連に提出することになっています。に第一次レポートを提出することになっています。7確保には、「国家報告制度」がとられています。 その後国 はは 少批 なく 准 を

た女に、性、 つ子さん 性 日 さん、それから私が、とにかく日本の女性の状況が国連の場で初めて白日のもとに当時弁護士の大脇雅子さんと、都立大学で労働法を専門にしていらっしゃる浅倉むの地位委員会」は、その前年にできたばかりでしたが、今回参議院議員になられ「女子差別撤廃委員会」で、このレポートに対する審議が行なわれました。「国際I本の第一次レポートは少し遅れて、一九八七年三月に提出され、翌一九八八年二月 るのだ から……、この目でしかと見とどけたいという気持で、 駆けつけまし しゃる浅倉む した。「国際 になられ

経済大国日本の女性の状況は、委員の方々の注目を浴び、一三八項目もの質問が、日経済大国日本の女性の状況は、委員の方々の注目を浴び、一三八項目もの質問が、日経済大国日本の女性の状況は、委員の方々の注目を浴び、一三八項目もの質問が、日経済大国日本の女性の状況は、委員の方々の注目を浴び、一三八項目もの質問が、日本で経済大国日本の女性の状況は、委員の方々の注目を浴び、一三八項目もの質問が、日本でによいです。

一個

一個<br/ また故に差れかのは行る本 よ何な 具九偏別る?

でいしはまた 気准 はありませるためにあるためによってはありません。 のうちに審議が終わりました。 いに条件整備をしたりしておりましたから、日本政府の回答は、評価なけれでした。それでも、最初のレポートということで、このときはないかし、私たちが分析してみますと、必ずしもすべてに答えられて、と受けた翌日、すばらしい英語で、とても滑らかによどみなくお答った。 では条約を批れていたわけるというでは条約を批せる。これであるというできません。

いたの私 たの審た のは議に ち 私たち三人ともう一人、一人が一番失望したのは、 ニュー番 T メリ 0 統 領 選に費べ、ニュ 選 ムキルギーの気が、まったくまか、まったくま 何た来本の の日いで 本な行 一でも、目を向はなかったことではなかったことでは けがす。 女 性 わ傍の きれ聴問

たの ではな かと思 ます。

コメッうことは、ス ますので、お読みいかの女性の地位』かる方は、お読みいかの第一次レポーンがよっていると言っていると言って 身分法 L H ので、お読みいただきたいと思います。 「企業がやってくれるのは結構だけれども、法律を作る予定はない」と答えました。また、夫婦の姓と待婚期間の問題につきましても、現在、法制審議会民法部会とは、必ずしもつまびらかではありませんが、どういうふうに因果関係があるかといると言っていいと思います。詳しくは、『国際女性、89』(尚学社)が、日本の第一次レポートと、国連での審議概要の日本語訳を載せていますので、ご関心の第一次レポートと、国連での審議概要の日本語訳を載せていますので、ご関心の第一次レポートと、国連での審議概要の日本語訳を載せていますので、ご関心の第一次レポートと、国連での審議概要の日本語訳を載せていますので、ご関心ので、お読みいただきたいと思います。どれが、どういうふうに因果関係があるかというない。また、夫婦の姓と待婚期間の問題につきましても、現在、法制審議会民法部会方は、お読みいただきたいと思います。とれから、『女子差別撤廃委員会』で、全性の地位』(三省堂)にも、第一次レポートの審議に対するコメントが入っていると言っていますので、当時である。 「企業がやってくれるのは結構だけれども、法律を作る予定はない」と答えまして、企業がやってくれるのは結構だけれども、法律を作る予定はない」と答えましている。 と答えられると か入って、 要素 て化心日素 と部さま いのの本にでい会れし

次 日 政 府 V 1 1 0 内容

(4)

で訳し で訳し 「GOとの話し合いをして乍戈ァミス他の国口本の第一次レポートの審議のときも、他の国過程でNGOのヒアリングをまったく行いませ次レポートはよく読んでみますと、いろいろないポートはよく読んでみますと、いろいろ N 日過次 ていただい INVITATION"の資料(資料④、 私を得ようと、招きたいた資料です。 招請状さえ出しているのです。情報。そこに明らかなように、「女子差 (資料④、49頁)が配られていると思います。広報センタンでしたかどうか、を必ず聞きます。お手元に、"♥OMEのときも、他の国のレポートの審議のときも、レポートでまったく行いませんでした。「女子差別撤廃委員会」は、すと、いろいろと問題があります。まず、レポートの作品でいた。よび、ところが、この第二次レポートを国連に提出しました。ところが、この第二 す。情報をウイーンの事「女子差別撤廃委員会」 "WOMEN 会」は、 センター は、 N

うルートをお使いになったらいいと思います。もし皆さんが、第二次レポートをお読みになって、何か言いたいことがあれば、こういてに送れば、その情報は、二三人の委員会メンバーに配布されるようになっています。

レポートになるのではないかと思います。
しいるわけではありません。性差別を撤廃するために、どんな障害があるか、事実をそのいるわけではありません。性差別を撤廃するために、どんな障害があるか、事実をそのいるわけではありません。性差別を撤廃するために、どんな障害があるか、事実をそのでよりではありません。性差別を撤廃するために、どんな障害があるか、事実をそのでがるがではありません。性差別を撤廃するために、どんな障害があるか、事実をそのでがるがではありません。性差別を撤廃するために、どんな障害があるか、事実をそののが、事実を表別をを表した。というのではないかと思います。

な言批良の いかという気がします。これのでは、身も蓋もないわけで、条約の在り方自身を間違って把握しているのでは、身も蓋もないわけです。それが、「第一次レポート以降特段の変化なし」ですが、現在平等な社会ならば、「変化なし」ということで、「女子差別撤廃条約してすが、現在平等な社会ならば、「変化なし」というのは結構です。しかし、現立し、という記述が、沢山あります。今、お笑いになった方は、よくお分りになると思えない。現立にが、現立になると思いかという気がします。今、お笑いになった方は、よくお分りになると思いかという記述が、沢山あります。今、お笑いになった方は、よくお分りになると思いかという気がします。 が廃条約」を 化なし」と 化なし」と

日しています。「女子差別撤廃 lでいます。どうもこの第二次レポート、ちょっと問題が多いように思います。1告を入れなさい、とわざわざ言及しているものもあるのですが、何故かこれも無ています。それらの一般的勧告の中には、この問題については政府レポートのな(子差別撤廃委員会」は、今年で一一回の会期を重ね、その間に二○の一般的勧告

問た立向 題 っけ 、し中身のある報告書を出したほうがいいと思います。 や点が見えて来ました。できれば補足版の形で、女子差別撤廃委員会の審議の前にもいて、この第二次レポートを徹定的に検討いたしました。その結果、いろいろなていないようです。それから今年九月には、国立婦人教育会館で合宿セミナーをいって」という、私たちのサイドからのコメントを出しましたが、これもあまり役には「国際女性の地位協会」では昨年、年報の臨時増刊号を刊行し、「第二次レポートに「国際女性の地位協会」では昨年、年報の臨時増刊号を刊行し、「第二次レポートに

⑤条約の国内での適用

たは、 でといさ はがはれ目

ユ、女子差別撤廃条約とNG0

さG NGOとは何かということですが、基本的には国連憲章七一条に基づい国連広報センターのパンフレットをお手元に置きながら話を聞いてくだ、差別撤廃条約とNGO」ということに話を進めたいと思います。 国連N いてくだり。国連N

NG とです。 GO 0の経 の特 国侧定社 国連とNGOの関係分野での専門には会理事会との関 の関係には、この二側面があります。こ、NGOが代表する分野で世界の市民の声を国連に反映させるこで、NGOが代表する分野で世界の市民の声を国連に反映させるこ門知識を利用できるようにすることにあります。それから逆に、この間に取り決めを行った民間の組織です。その目的は、国連がN

①国連NGO

飛躍的に活発です。女性のテゴリーエス テース理有る ター会 ゴ会議 団国 す団国る体連 に活発化したことが、パンフレットに書かれています。

女性のNGO活動について、「国際婦人年」、「国連婦人の一○年」を「工に属するのが四一団体、カテゴリーⅡが三五四団体、ロスターが五への出席」「文書の提出」「発言」など、カテゴリーによって違います。それらの権限は、「議題または他の下部機関に対して有益な貢献をする能力があると考えられる団体(カテゴリーⅡ)、経済社会理事会の活動の特定分野のみに関心がありNGOと一口に言っても、経済社会理事会の対象とする活動の大半の部 〇年」を通じ やいます。現た があり、能力な があり、能力な が表題を出す が五四三で が五四三で が五四三で が五四三で が五四三で が五四三で が五四三で がった出す 力をわ で、

メは私 女部 15 子 う ٢ 1) 組 常 市務理事をして 市務理事をして が、国連条約 が、国連条約 が、国連条約 国連文書に記録として残っています。「国際大学婦人連盟」は徹廃条約」の制定過程でも、女性の教育の分野ではいろいろに「国際大学婦人連盟」がカテゴリーIIのジャンルに入っていまを持っているのは、「大学婦人協会」だけです。「大学婦人なスパールで実験農場や学校作りをしている団体です。この中で「IWRAW」、それにもう一つ、「日本農業研修場協力団事をしております「国際女性の地位協会」、それから先ほど中野在四つのNGOにかかわっています。一つは「大学婦人物 盟」は、三年に一度いろと意見を述べています。例えば、 婦人協会」は、そのの中で、国連NGOの中で、国連NGOの上げました

上と

Iアつ

世催世 さ のれ大 五九カ国から一、七〇〇人の女性たちが集まり、なかなかの熱気でした。、私も行ってまいりました。一二日間という非常に長期にわたる会議でしたが、会を開催します。たまたま今年、アメリカのスタンフォード大学で世界大会が開

G採供議ジ 世界大会は、一九九五年、日本において横浜の国際会議場を舞台に開催されます。「世界大会は、かなりしっかりした組織だというのが、私の実感です。ちなみに次回が、おいりしています。世界大会では、さまざまな問題に関して討議が行なわれ、決議がいる、きちんとフォローしながら、世界大会で決議をしたことなどを国連の場で情報提高ネーブ、さらにはユネスコの傍聴のために、パリにも駐在員がいます。国連での審この団体は、国連審議の傍聴に常駐者を出しています。ニューヨーク、ウイーン、

1 W R AW」のこと

に WATCH"とい 交心現流テ在 2 向 NTCH"というニュースレターを発行し、これが世界中の五、○○○の団体あるいは個人流や研究や情報センターの役割を担っています。具体的には、毎年四回、"WOMEN'Sテーマとして、世界的規模で女性の地位向上をはかることで、そのため国際的な民間在アメリカのミネソタ大学に本部を置いています。目的は「女子差別撤廃条約」を中日間続けて行なっていたアメリカの研究者たちがポスト・ナイロビで作った組織で、AW」は、一九八五年、ナイロビで「女子差別撤廃条約」に関するワークショップをつぎにご紹介するNGOは「IWRAW(国際女性の権利監視協会)」です。「IW 民間の立場 けて発信 、常に有効な手段です。また毎年、「女子差別撤廃委員:立場からコメントを加えたものを作り、女子差別撤廃 をしたり、「女子差引をwn.vnでされています。夏休みには、開発途には、用スレターを発行し、これが世界のでは、日本のでは、一次による。 これが世界のでは、これが世界のできる。 「女子差別撤廃委員会」で審議される国のレポートを分析6す。夏休みには、開発途上国の女性リーダーをミネソタに 廃委員 に提 出 た

プ ハションを行れている なってきました。セミナーを開 催 しま す。 委員会のメンバ ーを招待 てレ

セ

関 条性い うことで、 が会が 約9 ても、 開があ 催そり、 る文献表を作ったり、研究業績とで、その世界会議についてといい。 かなりつっこんだ議論が展催されるので、その内容についてとない。 かなりつっこんだ議論が展がらい、本当に自由な立場で女子美の、本当に自由な立場で女子美 さの、ろれ年本が 3 的由行 つ 7 みま を。内第四、をは作る容四年来行な ~、をは 0 っのに回が年なた他つ世ー、っ た他つ世「 、って り、 ク セ の差『議年権た。権別国」 " 権利際女のに 委員

て、 スWでの評 ・一のセミナーが、でしたが、このとき*の*・動に対し、 夕 価 I カー でたイのた動 WテI L した。ウ· んだブース ・ルです。 ・ T $R \supset W$ た。ウイスにアースにア 対しるWIA ミナーが、です。非常、このときのセミナー 3 たのしじAンそを

一すまと九すあと 九るすこ五が、得 れし。ろ年、得 民 間九る そうの 団八レ 体八ポ例はの婦 3 が年 1え、 世人の でネ 最にトば国界のだ す 一を 連会地ろし 初 7 こ子かつ上思務ク つ R たと Aと差ない部い局が Wが別かて長まのほ うことに 大きな意思 大きな意思 たいへんよ 国来ないんさん した国出 よい 義 ンで関 ための来なった。 がありま 国連自身があるかがわざわず も係が が女 7 C 7 . す。 身トなで が作かサ り差 ても あ 3 ま別 りお 作りなポ す撤 ま昼お つのかし の廃 しに忙 たた条 1 こ歩とG コ状だO なく ・うこと て、 った X ア況との、ルに思良一 0 一を関いい九でが1

りわんてて反の直とてまいけ、は、これのようななない。 発経接 H L いいす 0 九 < でいへ い七 どんにう有第 し名六 などは、アフ てな会期 会会自ったぎ、 大定です。「A 国連システムの です。つまる 国連総会へは 国連総会へは 国連総会へは です。つまる は、決定 国連総会へは 定の 1) 女子 力 G 巻 G ○ ならではの活動だと思いま圏の二○カ国で、イスラム圏パキ会へ持っていき、そこで決議に会へ持っていき、そこで決議に会へ持っていき、そこで決議にったがであり「女子差別撤廃委員会がおも、この決定について「何 差 この決定について「何ら行三委員会でも、イスラム諸プトから出ている委員だっでその研究をするよう要請と社会」について、研究調差別撤廃委員会」が、調査勧告決廃委員会」が、調査勧告決 たけで、それば そこで決議 そこで決議 たけで、それば のキに以会研スし上 (タンの女性が生のことは何もでのことは何もでのことはですが、) ないと実行が出る決定です。 究夕なのの行諸 2 請 調 の決 するをポ 定 を 国の 1 L た 1 を審 が議 が あ あを

ます。人と人との信頼関係、それに勝るものはないと思いますし、NGOの活動の意義もっともっと国際的に積極的に発言し、ネットワーク作りに参加する必要があると思いクの中にいるのです。日本も言葉の問題とかいろいろ難関はありますが、NGOが、女性の弁護士さんです。そういう活動をしている人なども「IWRAW」のネットワー廃条約」の批准を未批准国に対して呼びかけている人もいます。それは、アメリカ人の廃条約」の批准を未批准国に対して呼びかけている人もいます。それは、アメリカ人の というのは、まさにそこにあると思います。

のかと思います。別の言い方をすれば、国連NGOでなくても、これくらいの活動はでW」の活動を見ていますと、何が何でも国連NGOにならなくても、これはこれでいい理事会の下部機構でないというようなことに理由があるということでした。「IWRAGOになる資格がないということ、それから「女子差別撤廃委員会」をサポートするとの事務局を持ってないし、単なる世界的なふわっとしたネットワーク組織では、国連N今年もそのことを聞いてみましたら、「IWRAW」は、事務局が大学ベースで、独立「IWRAW」が、何で国連NGOにならないのかと、私は疑問に思っていました。 、これくらいの活動はでても、これはこれでいいことでした。「IWRA

ハ、国連と私たち

と「開発と女性」と訳されますが、今、国連が積極的に取り組んでいます。 は、"VIOLENCE AGAINST WOMEN" と"WOMEN IN DEVELOPMENT"です。「女性に対する暴力」 結びのお話し、「国連と私たち」に入ります。現在、国際的 な女性問題の二大テー

少女性に対するバイオレンス

いのがは倍 金 ンド くま 上 どうするんだろうと思 位 を な 1 ・ンタ が持 下 いひどい話です。またダウリを持っていました。明 i 相た 0 ビュ たり、 場 せ ダ ノウリン だそうです るダウリという制 H 1 K した。 に答え あるい 殺の ミッド 0 思っい結 てくる花 0 二人 ナイ を放 1) くる花嫁をめとるといったようにダウリが得いた若い男性たちは、結婚相手の夫の価値がいたら年収の一人娘がいたら年収のである。 1 めとるといったの価値が、 が跡を断ちいときは、ダウリはに 方 を断ちません。何とも言きは、花嫁を焼き殺してウリは伝統なんだから貰もするのだそうです。テ 娘は、 お嫁さんになるいかれるわけで、 を結 婚 3 つ せるとき なる娘の年

ラス する監禁暴 家ぐるみ か L メント は なければ、というのが今、緊急課題になっています。スクトの問題など、女性に対する社会構造的な暴力があります。こ然暴行や売春強要の問題があったり、あるいはもっと身近な職場の犯罪だった従軍慰安婦の問題があったり、東南アジアから来えそういうことは、よその国だけで起こっているのではありません こう 0 0 日 ロする女性 日 た 本 問 で t 題 をルにて何い対国

詰れ月が 詰まることになるのではないかれ、草案の検討が行なわれまし月に、「婦人の地位委員会」のかないため、暴力に関する宣言がないため、暴力に関する宣言 れました。多分、来年の「婦人の地位で会」の会期間会議、つまり会期と会期でる宣言を作ろうということになりまして家会議を主催し、「女子差別撤廃条約 ないかと思 います。 米年の「婦人の地位委員会」で、宣つまり会期と会期の間の作業部合いうことになりました。そして、ヘー女子差別撤廃条約」には暴力に関 どうぞ皆さま、 ご注目くださ 会がいす 言 案解 に の Ź さ九文

W - D について

で、皆さまにぜひお考えいただきたいと思います。で、皆さまにぜひお考えいただきたいと思いますの、NGOの役割だろうと思います。このことも今、緊急課題になっていますのらの負しい女性のところなどには、なかなかそのお金は行き渡りません。それを可能にすらして援助するか、といったら、NGOを通じるしかないと思います。それから、いくらして援助するか、といったら、NGOを通じるしかないと思います。それから、いくらものを見る必要があります。このことは、まさにNGOの力の発揮のしどころです。らものを見る必要があります。このことは、まさにNGOの力の発揮のしどころです。います。私たちは、開発途上国の女性たちのために何ができるだろうか、という視点かいます。私たちは、開発途上国の女性たちのために何ができるだろうか、という視点か DEVELOPMENT"の方は、少し日本の女性に知られるようになってきたかと

③女性問題は、人権問題

のこと自体が問題である。つまり女性問題というのが、女性セクションの中に閉じ込めです。「婦人の地位委員会」が、人権委員会の小委員会の地位から独立をしたことやことに反対する傾向がある、と言っていました。国連内部の方が、そうおっしゃったのすしも重要視していない、国連内部に、女性の人権を人権一般のプログラムとして扱うター、ギリシャのエルサ・スタマトポーロウさんという女性が、国連は女性の人権を必な。これはどういうことかと言いますと、ニューヨークの国連人権センターのディレクよく考えてみようというのが、今年の「IWRAW」での非常に大きなトピックでしよく考えてみようというのが、今年の「IWRAW」での非常に大きなトピックでし よく考えてみようといそうした事柄の背景 の背景として、 ということについて問題を提起され 「女性問 題 は、人権 問題である」ということをもう一回 けです。 NGOと女

性 の N G が 別れているということも、 良くないという指摘もありました。

年は「国際家族年」、一九九五年は「世界女性会議」と続き、これから国連が設定すから努力していこうという話し合いが行なわれました。ちなみに「世界人権会議」の翌破口として、来年の「世界人権会議」に向けて、女性問題を議題の中に入れるようこれー今、女性に対する暴力というまさに人権問題が問われていますので、このあたりを突 人権・女性関係の会議が目白押しなのです。「国際家族年」、一九九五年は「世界女性

です。どうぞ皆さん、世界す。手続きさえすれば、写広報センターは、いつでないっては、いって、 のかるのではないかと思います。皆さまが、積極的に国連活動に関わることをお願い申みていただきたいと思います。世界会議のNGOフォーラムから未来へ向かう糸口が見です。どうぞ皆さん、世界にお出かけになって、世界会議にみずから主体的に参加してす。手続きさえすれば、国連NGOに属していなくても、国連の委員会等の傍聴も可能広報センターは、いつでもインフォメーションを提供してくださるとおっしゃっていま広報センタのは決して、国と国の間だけのお付き合いの場ではないと思います。国連 私のお話を終わります。 ご静聴ありがとうございました。

ょは民別う無の かく対、本のし、本の 本 ていく方向に進んでいったら良いのか、具によって、どのように女性たちの直面する法律上の差別」というお話しがあったと思は貴重なお話しをどうもありがとうござい 体一いま 的事まし に実すた。 明の し差っ演 け制いっ しう事、国実 ま

て廃問差しとでへ 、条題別てがす山 それなし、で。下 それが条約上に明記されたわけです。そ約の起草過程で後者の窓なのだ、したがって「事実上の差別」の撤廃を対称にしないことには「別」はもうほとんどの国でそう多くはないのであって、「事実上の差別」の撤廃を対称にしないことには「別」はもうほとんどの国でそう多くはないのであって、「事実上の差別」ができるのか。それは無理な相談だ、という考え方も一方にあるわけですっ。つまり、「事実上の差別」を撤廃するというけれども、それを国家がります。 は国家が保証を国家が保証 です。それには、「女子差別は「女子差別は」のところが保障するところが る言点 っ撤がの対

は九 夫婦のは 姓月 の一次)問題を扱っています。日本の民法(七五(八日朝刊) のコピー(資料⑥、51 頁)がいのように、適用されます。お手元に私がず 五○条)では、「婚姻が配られていると思いか書いた「論壇」(朗 姻い朝 のま日 際す新 が聞、 夫まれれた

の実ま ずは 上の。 0 での そうした考え方で、「女子差別撤廃委員会」では審議が行なわれています。この一見、法律的には平等にみえている規定も、おかしいということになるわけ、差別です。「女子差別撤廃条約」の場合には、その事実上の差別を問題にしますしかし、実態上では、九八パーセントまでが夫の氏をとっています。これは、事さいいことになっていますから、一見、法的には平等に扱われているようにみえの氏を称する」と規定しています。夫の氏を称するのか、妻の氏を称するのか、い

任すの実たはがベゴ上ら、 2、政府に条約二条により課せられています。 いてが「女子差別撤廃条約」では問題にされるわけです。そうした差別を廃止する責いカークラブで女性だからという理由で、プレイを断わられたとかというようなことにの差別です。あるいは、同じく森山さんが、外務政務次官だったときに、ある名門ら、相撲協会に断られてしまいましたね。そういうことも、社会の慣行にもとづく事め、相撲協会に断られてしまいましたね。そういうことも、社会の慣行にもとづく事め、内閣官房長官が土俵に持って行くのが常ですのに、森山真弓さんがそうしようとし、内閣官房長官が土俵に持って行くのが常ですのに、森山真弓さんがそうしようとし

くがを全 てに 何国人に 女伺 性 題の を問 を何とか民間でサポートできなけっとすれば、これを組織的にに行ってから二年目にしてように行ってから二年目にしてようにが扱うというのは、不可能の、犯罪防止、麻薬等、極めて ートできない トできないのでしょうか。
は、個別の人権問題、AIを員会では、個別の人権問題、AIを員会では、個別の人権問題を aない社会人首に引っ いないものでしょうか。さら きた、というようなことをよ かと思います。政府代表の方 る広い社会人首に引ってれ

0 きちんとした民間のサ 女性代表代理というの サポ、 トができれば、国連と政府と国 女性代 表を通じて、政府の政にあける穴みたいなも 策 次定に

と、おっしゃっていました。そういう状況から脱して、なんらかのアクションを起の方が用意した演説草稿を読んでください。それだけがあなたの仕事です」と言わす。日本のことをなんか言われたら、そこだけチェックしといてください。後は事き、「あなたは、ただそこに座っていてください。演説をずっと聞いていればいいはありませんが、村田聖明さんが一九七八年に国連に政府代表団顧問として行っ る一つの鍵に出来ないだろうかと思うのですが、ご意見をお聞かせください。 はありませんが、いらかのアクション ンをとるきっかけにできるのではないかと思うからです。 された んたと

と思います。す。もちろん、民間す。女性が女性問題 す。女性が女性問題以外のことについては何も言えない、ということはあり得ないでそれから、女性だから第三委員会へ、ということでなくていいというのが、私の意見でというご心配をお持ちになるのかもしれませんが、私はそんなことはないと思います。お書きになったりしているものだから、本当によくわからずにやっているのではないか(山下) かつて政府代表を勤められた女性の諸先輩たちが、体験談をかなり謙遜して

う場で、発言する立場に置かれるのだと思います。さるのだろうと思います。政府代表は、それとご自分の意見を調整して、国連総会といません。逆に言うと、その他の専門の人たちの情報を集め、外務省がある程度準備もないいです。政府代表というのは、必ずしも、ご自分の一存で行動ができるわけではあり女性代表だからと、サングラスをかけて眺めることは、もう止めていただいたほうが

この点について、国連公使をされた赤松先生、何かおっしゃっていただけませんか。

赤松良子・国 |際女性の地位協会会長 玉 連 総 会の 「政府代表」は、 五人です。

それ らっ 緒方公使は特別政治委員会に出ておられまして、第三委員会には佐藤欣なから、第三委員会が婦人問題を取り扱いますが、例えば緒方貞子公使がしゃる場合、「代表」でいらっしゃる方もあるし、「代表代理」の方もに年齢順に五人決めます。「代表代理」は、何人でもできます。日本から年齢順に五人決めます。「代表代理」は、何人でもできます。日本から ま つやる場合、 した。 公子さんが出 おられた時 子さん あ り ま性 す

でいらっ 7 明 お つ私 たので した。 しゃい ります。 が ひゃいまし ていまし で、 私は、 した。霞ヶ関からの電報を待つということで、たいていのことは処「自分の好きなことは言わない」という建前で、訓令に基づいて、は、女性問題以外のことも全部カバーしておりました。私は「政府して、条約の作業部会のフォローを中村先生にしていただくよう分 第三委員 会の担当をし てい たとき、 中村 道子先生は 態度を 理 をし してい

かと思っております。こ用させていただいています。こ「国際女性の地位協会」のサポて、あまりできませんでした民間からのサポートという らんでしたけど、今、トというのは、私が第 のサポートといいますか、勉強 これなくしては、ちゃんとし 私が第三委員会に出ていた時は *ますか、勉強してくださった成果「女子差別撤廃委員会」の委員を た発言もできな そこま ないのでは、 といっては、 これのでは、 こ で 知 が なに利 て、

W す でも、 が が山 、皆さん、どんどん「下) 本日、会場に できますし、 の話もそうですけれども、 外務省でも、 まり、どなただって、ハ、青でも、国連大使・公使でも、委、さらに、それが信頼できる。 は 国 連 ル に G アロプ代 信頼できるものであるということに 0 表 の方がいらっしゃると思 チをなさったらいいと思い 人間関係があれば、どん 情報を得ようと思ってい 委員会の委員でも、 いま どん ます。 すので中 らいな になるのになるのの I では事る A

女な意 に見 には、アプローチできる可能性が大きいと思います。究を許容する姿勢をお持ちになっているのではないかと思います。特に真摯に役目をまっとうされようとしていらっしゃり、そういう方たち 特に民

いただければと思いるということなので(質問) 私は開発 思います。のですが、その役割と私たちに何ができるのかという点につってすが、その役割と私たちに何ができるのかという点につきっているのを見ております。そこで、UNIFEMの国内委は開発コンサルティング会社に勤めておりまして、「開発と女は開発コンサルティング会社に勤めておりまして、「開発と女は い員性 て会がに で関

個人会員の登録をいたしました。さらに詳細をお求めの方は、直接お電話なさるなりして、実際にNGO活動をする団体が、正会員になったり、あるいは賛助会員になったりする資格があるようです。今年一一月に、発足総会をするということになっています。日本国内委員会は、民間団体で構成される正会員と民間や行政等の団体及び個人によって、実際にNGO活動をする団体が、正会員になったり、あるいは賛助会員になったりする資格があるようです。今年一一月に、発足総会をするということになっています。日本国内委員会は、民間団体で構成される正会員と民間や行政等の団体及び個人によって構成される賛助会員からなっています。日本国内委員会の主な仕事は、開発途上国やUNIFEMへの理解を深める広報活動や、UNIFEMとの連絡や情報交換などで、実際にNGO活動をする団体が、正会員になったり、あるいは賛助会員になったりする資格があるようです。今年一一月に、発足総会をするということになっています。日本国内委員会の主な仕事は、開発途上国やUNIFEMとの連絡や情報交換などです。具体的な活動を行ないます。中本国内委員会の主な仕事は、開発途上国やUNIFEMとの連絡や情報交換などでする人は、対象の目があるようです。個人は、費助会員にしかなれないようとする力が虚りによって組織する地域委員会で、援する力が虚りによって、近によって、近によって、大き続いて、「国際婦人によって、「国際婦人の関係の知っている限りのことを申し上げました、「国際婦人年連絡私の知っている限りのことを申し上げました。「国際婦人年連絡私の知っている限りのことが関係といる。 ーラム の山下 が知っ 自 限身 は、 UNI FE M 上げます。先程申し上げました、「の準備委員会に直接関わりる事 接関わりを持って りま 浜研人せ

性」という言葉になってきているようですが、今後、「女性」という言葉で統一していという言葉になってきているようですが、今後、「女性」という言葉で統一していとなのですが、それを日本語にすると、「国連婦人開発基金」というふうに、「婦人」われております。例えばUNIFEMにしても、『UMLEN C LEVELLE と、"WOMEN AND DEVELOPMENT" というのがありますが、どうして日本語では「女性と開 おける女性」というふうには訳されていません。英語でも、"WOMEN IN DEVELOPMENT" OPMENT"で、それを日本語にすると、「女性と開発」というふうになっていて、「開発に ということで訳されているのかを教えてください。 「婦人」、「女子」、という三つの言葉がいろいろなところで使

会」と訳していらっしゃる学者もおられますし、団体もあります。しかし、私は、今のています。それでも、例えば、関西の方では「婦人の地位委員会」を「女性の地位委員ものについては、例えば「婦人の地位委員会」という言葉として、いわば公用語になっくなかったのではないかと思います。その当時に「婦人」という形で訳されてしまった廃宣言」だし、「婦人の参政権に関する条約」ということで、みんな「婦人」と訳された頃、外務省は「婦人」というふうにずっと訳しておりました。例えば、「婦人差別撤 、というのがフェミニストたちの考えていることです。ただ、"WOMEN" を最初に訳6しくないというのが一つの見方です。それで、できるだけ「女性」に統一していき女が箒を持っている」という字で作られており、性別役割分業を表す表現だから、山下) 「女性」、「婦人」 「チョ」・・・・・ 政府等の公文書もみんな「婦人の地位委員会」で出ておりますの

て、異を唱えず、これに従っています。

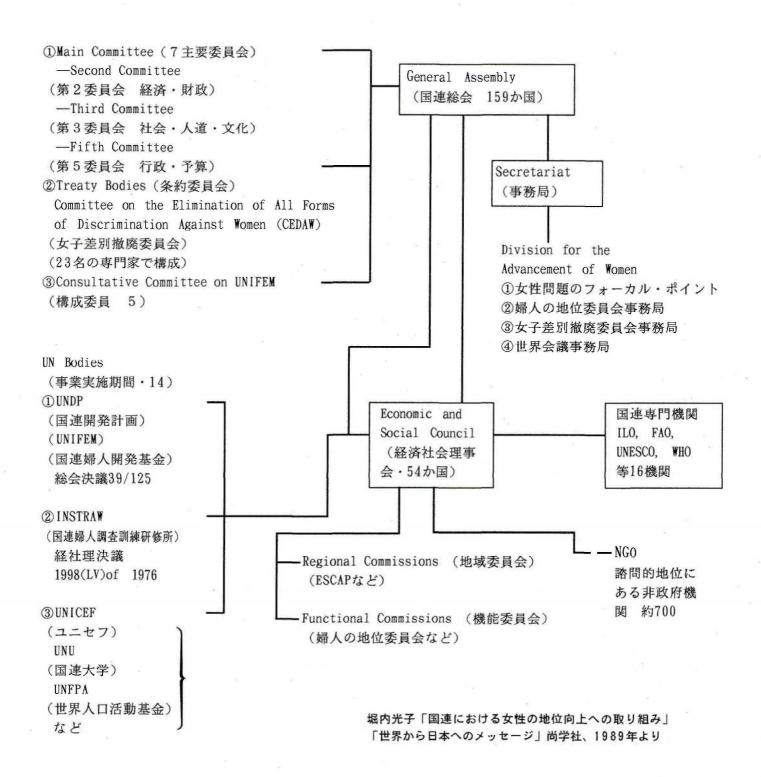
を、 女、 「女性差別撤廃条約」と訳している方もあります。将来は、やはり「女性」に変える、結局、法制局の見解が通って、「女子」になったわけです。「女子」には、「性がとれないと言われたそうです。外務省は、「婦人」でいこうとしていたそうが撤廃条約」が批准される段階で、内閣法制局が、「女子」にしないと他の法律と「女子労働者」、「女子労働問題」という形で使われています。ですから、「女子業をずっと使ってきており、「女性・男性」という言葉を使っていません。例は制では、「女子・男子」という具合に、「男子」に対する言葉として「女子」 のが性 のではないか、と私も思います。 う言 さらによくな い表 つってい ます。

になったのではないかと思います。多くは、「女性と開発」ではなく、ました。それが長くて、標語やタイトルに使うのに使いにくかったため れから"WOMEN ています。 DEVELOPMENT" は、 しばらく「開発における女性」 と訳されており 開発と女性 開発と女性

付録資料

- 国連NGO国内婦人委員会国連における女性問題関係組織
- 国連の女性問題への取り組みと日本
- w o m e n Newsから—NGOへのお誘い
- 「独で夫婦別姓立法求めた判決」(朝日新聞・論壇)女子差別撤廃条約注解(朝日新聞紹介記事)

国連における女性問題関係組織



国連NG0国内婦人委員会

(National Women's Committee of the United Nations N. G. O.)

【所在地】(151) 東京都渋谷区代々木2-21-11 婦選会館 03-3370-0238

【創立】1957 (昭和32) 年8月1日

【代表者】委員長-中村道子(創立当初-当番団体制 改組後市川房枝)

【目的と主な活動】国連憲章に示されている平和と人権尊重の目的実現のため、国連 及び国連関係諸機関に協力、必要に応じ政府に意見を表明もしくは要請する。国連及 び国際会議への女性の進出に努力する。毎年国連総会報告会を開き国連の動きを一般 に知らせる。

【今年度の活動方針】

(1)ナイロビ世界婦人会議で採択された婦人の地位向上のための将来戦略を西暦 2000年に向けて実現するよう運動をすすめる。UNIFEM (国連婦人開発基金)の活動を支援する。(2)核兵器廃絶とすべての軍備の完全撤廃に向けて内外に働きかける。(3)ILO女性関係条約の早期批准のため政府に働きかける。(4)国際人権規約の完全実施をめざす。(5)地球環境保全のための学習と運動を行なう。

【予算】約45万円

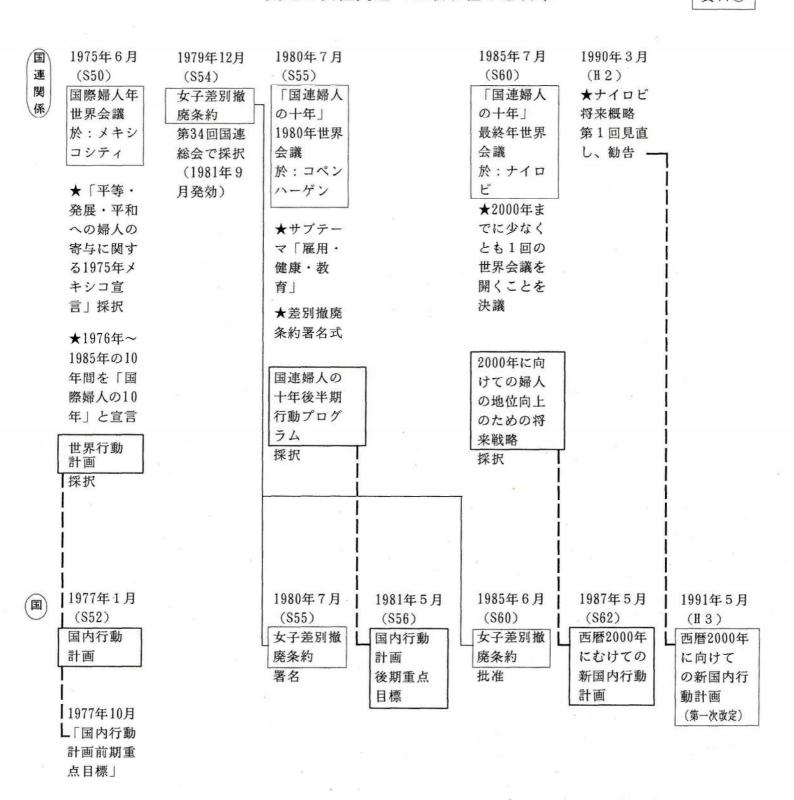
【入会資格】国連経済社会理事会に諮問的地位をもつ国際婦人団体に加盟している日本の婦人団体。個人会員は国連関係で活躍、貢献した人でメンバーの推薦が必要。

【会費】年額一団体1万円、個人3,000円

【現勢】加盟10団体、個人会員21人

【備考】1972(昭和47)年4月1日に改組し、個人会員も認めることになった。加盟団体―大学婦人協会、日本汎太平洋東南アジア婦人協会、日本婦人法律家協会、婦人国際平和自由連盟日本支部、日本婦人有権者同盟、日本キリスト教婦人矯風会、日本YWCA、日本看護協会、日本有職婦人クラブ全国連合会、日本女医会。

(財) 市川房枝記念会発行『全国組織女性団体名簿 1992年版』より



育児休業法(S50.7) 国籍法一部改正(S59.5) 均等法(S60.4) 民法・家事審判法一部改正(S51.5 S55.5) 年金法一部改正(S60.4) 家庭科男女共修制度改正

東京都生活文化局女性青少年部女性計画課資料に基づいて作成

women white Name of the Name o



Published to promote the goals of the Nairobi Forward-looking Strategies for the Advancement of Women

No. 2, 1991

INVITATION TO NON-GOVERNMENTAL ORGANIZATIONS*

"The potential of non-governmental organizations to collaborate with the Committee was stressed. Means of involving non-governmental organizations, especially from developing countries, given the resource constraints, were discussed. The role of international non-governmental organizations in facilitating such an involvement was noted and the work of the International Women's Rights Action Watch to encourage the development of national non-governmental organizations in developing countries was cited. The Committee requested the Secretariat to include in its publications. Women 2000 and Women News an invitation to non-governmental organizations to provide members of the Committee with information for their use and requested the Secretariat to send information thus received to Committee members."

(Report of the Committee on the Elimination of Discrimination against Women on its tenth session, chap. V, sect. 8.)

NGOへのお誘い

WOMEN NEWS (NO. 2, 1991 国連婦人の地位向上部発行)より

本委員会第10会期において、本委員会と協力する非政府機関(NGO)の潜在的な可能性が強調された。特に限られた資金で運営している開発途上国のNGOを巻き込んでいくにはどうしたらよいかについて議論が行われた。そのための国際NGOの役割が注目され、特に開発途上国の国内NGOの活性化のための活動を展開している国際女性の権利監視協会(International Women's Rights Action Watch)の活動の有効性が指摘された。委員会は事務局に対して、婦人の地位向上部の発行する「WOMEN 2000」と「WOMEN NEWS」においてNGOの同委員会に対する情報提供を求め、この情報を各メンバーに配布するよう要請した。(一第10会期女子差別撤廃委員会報告一)

研究書 編者から

され、一九八五国連により採択

制定過程の国連の議論をフォロー

対する差別を撤廃するために、

メンタールとして、国際的にも

初の本格的コン

往目されている。

年にわが国も批准した女子差別

位協会は、この条約の研究・普

ととにある。そとで、客観的な女子差別撤廃条約が活用される

研究書を意図して、本書は執筆

子大教授・国際女性法学)

(やました・やすこ=文京女

及団体であり、その三年にわた

る共同研究の成果が本書であ

された。条約の各条文につい

女子差別撤廃条約注解

国際女性の地位協会(山下泰子常務理事)編(尚学社・三、七〇〇円)

る。そのための最大の武器が、「場・地域社会において、女性に「トとして付け加えている。性別役割分担観念の変革」であ「判所で、さらには教育現場・職「表する七つの国の状況をコメンる。テーマは、「固定化された 公共団体の窓口で、あるいは裁「け詳細に注釈を加え、地域を代つの革命が確実に進行してい 本書教筆の動機は、国や地方 る議論をフォローし、できるだいま二十一世紀に向けて、一 る。

朝日新聞 1992年10月4日より



聞」の切り抜きが入っていた。 由に選択できなければならな により、夫婦のいずれも氏を自 いた手紙の中に、「南ドイツ新 する」との判決を下した。 を事院に新婚姻法の制定を要請 それによれば、ドイツ連邦憲法 い。そのため、連邦議会と連邦 数判所は三月五日、「基本法

判決は注目に値しよう。 の見直しを求めた折から、との 婦人問題推進企画本部も先月、 大婦の氏のあり方に関する法制 姓問題の検討に着手し、 政府の 伝部会身分法小委員会が夫婦別 ドイツ民法一三五五条は、婚 わが国でも、法制審議会の民 とができる

することを要求できる。双方の

うに規定している。 「夫婦は婚 姻中の夫婦の氏について次のよ 氏になる」「氏を選択しなかっ 姻の際、夫または妻の氏を称す た配偶者は、結合姓を名乗ると ない場合には、夫の氏が夫婦の る。配偶者双方の意思の合致が

たくもないと述べた。 れば、夫の氏を婚姻届に記載し の理由として、一方の夫婦は、 婦は共通の氏を称したくもなけ を維持したいと述べ、他方の夫 夫も萎もそれぞれの婚姻前の氏

序が自己の姓名を尊重し、保護 表現だ。従って、個人は、法秩 名は、当人の個別性と同一性の 当と認めた。「生まれた時の姓 連邦憲法載は双方の主張を正

の氏の順番は、当事者の合意が 姓を持つことができるの結合性 か父の氏、あるいは父母の結合 る②子の氏の決定は、婚姻の時 になされなくてもよい③子は母 ない場合、戸籍係のクジで決め

法相は「できるだけ早く法案を 提出する」との見解を示した。 判決後、K・キンケル連邦司

られる、と判決した。 択した。ところが昨年秋、ずつ

ドイツ連邦憲法裁の機能は

があった。母は当然、私の旧姓 にあって、感慨ひとしおのもの と一緒に暮らしてきた母の葬儀 れば旧姓一色……。 が氏。葬儀の光景は、 は号では、夫と妻の同一の権利 女子差別撤廃条約一六条一項

ツ型裁判制度のような法の失効 わが国最高載とは異なる。ドイ 宣言や立法の作為を求める判決 平等に規定しているようでも、 いる。従って、わが国の民法七 かりではなく、事実上の平等を を挙げている。法律上の平等は 氏をとっている事実は、同条約 実際には九七・八%までが夫の 氏を称する」とし、一見法律上 めるととろに従い、夫又は妻の 五〇条が「夫婦は婚姻の際に定 実現するととも締約国に求めて として、特に姓を選択する権利

ティティーそのものだから。 っても、姓名は自己のアイデン とを期待してやまない。何と ととも認められるようになると 進み、氏を変更せずに婚姻する /文京女子大学教授·国際法、 反といわざるを得ない。 日本での法改正が一刻も早く

だとの主張は、当の連邦憲法裁 の放棄を強要するのは憲法違反 で、夫婦のいずれかに自己の氏

い。ただドイツでも三年前ま

は、日本では認められていな

ミュラーを名乗るか、「マイヤ が結合姓を使っている。夫ミュ 起された二組の夫婦の訴えが基 九九%が夫の氏を称したり、 ラーと結婚した要マイヤーは、 ーーミュラー」と称する。 この裁判は、地区裁判所に提 現実には、ドイツでも夫婦の

姻の結果失われた娘時代の要の 礎になっている。両夫婦は、婚 を出した。 により失効する」と明快な結論 とする規定は性別による不平等 氏が自動的に夫婦の氏になる、 定は基本法に違反し、この判決 意思が合致しない場合の処理規 な処遇で、正当化され得ない。 意思が合致しない場合には夫の

氏を復活したいと希望した。そ 名を引き続き名乗ることができ 置として①婚姻の際、自己の姓 また、新法成立までの経過措

したこだわりもなく夫の氏を選 との判決は画期的である。 によって退けられてきたので、 私も二十五年前の婚姻時、大

国際女性の地位協会役員

朝日新聞 1992年6月18日より

私から見

1993年3月

国際連合広報センター

東京都港区南青山1-1-1 新青山ビル西館22階 〒107 電話(03)3475-1611~2